

# 託送料金を問うー原発のない社会をめざして (その7)

## 第1回口頭弁論(意見陳述)報告

### 「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」の託送料金への上乗せの違法性を問う「託送料金変更認可取消」を求める裁判がはじまりました。

口頭弁論終了後に行った記者会見の様子



# 共生の時代

みどりの地球を  
みどりのままで

## 号外

発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会  
編集：共生の時代・編集部  
〒812-8561  
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号  
博多大博通ビルディング3階  
TEL 092 (481) 7923  
FAX 092 (481) 7876  
<https://www.greencoop.or.jp/>

グリーンコープは、2020年10月15日、原告にかかる「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を、国民の議論を経ずに経済産業省の省令によって託送料金に上乗せすることは違法であるとして、その取り消しを求めて提訴しました。

1月13日、福岡地方裁判所で行われた第1回口頭弁論では、原告代表として代表理事の熊野千恵美さんと、原告代理人として弁護団団長の小島弁護士が、それぞれ意見陳述を行いました。意見陳述の内容と、終了後に行った記者会見の様子について報告します。

※一般社団法人グリーンコープなどの電気事業者が、一般送配電事業者（大手電力会社系列）に支払う電線使用料

### 大切なことは皆で議論して決めていく社会でありたい

福岡地方裁判所で開かれた第1回口頭弁論には、ふくおか組合員を中心に約40人が傍聴する中、原告として一般社団法人グリーンコープでんきから熊野代表理事と弁護士が出廷しました。

意見陳述に臨んだ熊野代表理事は、グリーンコープが生命を何よりも大切に考えていること、今回の訴訟には子どもたちの未来を守りたいと願うたくさんの方の母親たちの思いが託されていることを、心を込めて裁判官に訴えました。その内容は、法廷に集まった多くの傍聴者の胸に響くものでした。続いて意見陳述を行った小島弁護士は、「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」の上乗せの違法性について、パワーポイントを使って分かりやすく簡潔に示しました。

被告である国からは、原告の請求を棄却する旨の短い答弁書が提出されたのみで、認否についても今後明らかにするという内容でした。国から提出された答弁書に関して、小島弁護士は意見陳述の中で「速やかに当方の主張に対する認否・反論をすべき」と述べました。

口頭弁論終了後に行われたグリーンコープ参加者の集会では、傍聴した組合員から、「熊野代表理事の意見陳述に、同じ母親としてとても共感できた」「おかしいと思うことはおかしいと言えることを大切にしたい」「裁判のことを多くの人に伝えていきたい」などの感想が出されました。次回期日は、4月19日に決まりました。

### 「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会」賛助会員のお申し込み方法

※賛助会員は、一度お申し込みいただくと毎年更新させていただきます。

#### 共同購入組合員の方

2つの申し込み方法があります。共同購入申込書でお申し込みください。

#### 1 分割払い 毎月250円の賛助会費のお申し込み方法(年間3000円)

毎月の商品代金と一緒に引き落としとなります。例えば2口申し込むと毎月500円の引き落としとなります。

**1295** 「託送料金訴訟を支える会」賛助会員  
年会費1口3000円(毎月250円の分割払い)

#### 2 一括払い 1口1000円の賛助会費のお申し込み方法

お申し込みいただいた月の商品代金と一緒に引き落としとなります。

**1296** 「託送料金訴訟を支える会」賛助会員  
年会費1口1000円(一括払い)

#### 店舗組合員の方

年会費1口1000円(一括払い)  
(※1口以上、何口でもお申し込みください)

#### お申し込み方法

※ゆうちょ銀行からのお振込み  
「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会」専用の振込用紙を使っていただくか、もしくは、右記の振替口座(ゆうちょ銀行)にお振り込みください。

#### ※他の銀行等からのお振込み

右記内容をご指定ください。

#### 一般の方外部団体・企業等の方

年会費1口1000円(一括払い)  
3口以上お申し込みください。

口座番号 00900-2-283957  
振込先 グリーンコープの  
託送料金訴訟を支える会

店名(店番) 〇九九(ゼロキウキウ)店(099)  
預金項目 当座  
口座番号 0283957

■お問い合わせ■「グリーンコープの託送料金訴訟を支える会」事務局

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号 博多大博通ビルディング7階 Tel 092-482-3880

熊野代表理事による原告からの意見陳述書(全文)と、小島弁護士がパワーポイントを使って行った原告代理人からの意見陳述内容を紹介します。

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件  
原告 一般社団法人グリーンコープでんき  
被告 国(処分行政庁 経済産業大臣)

### 意見陳述書

令和3年1月13日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告代表者代表理事 熊野千恵美

私は、本訴訟の原告である一般社団法人グリーンコープでんき代表理事の熊野千恵美と申します。一般社団法人グリーンコープ共同体の代表理事も兼任しております。第1回期日に際して、私の方から意見を述べさせていただきます。

(一) はじめに、グリーンコープが訴訟を起こす原点には、グリーンコープの設立とそこに託された皆さんの母親たちの思いがあります。

私たち・グリーンコープは、1988年3月、九州・山口・広島のせつけん派の小さな地域生協が集まって設立しました。以来、「みどりの地球をみどりのままで子どもたちに手渡したい」「何よりも生命(いのち)を大切に」という理念を掲げて、生命(いのち)を育む食べものづくり、地球の自然環境を守ること、地域に住むすべての人が安心して暮らせる地域づくりなど、さまざまな取り組みしてきました。それはすべて私たちの暮らしの中から生まれてきたものです。

現在、世界の言葉となってきたSDGs(Sustainable Development Goals)。世界共通の17の持続可能な開発目標を掲げて、貧困や飢餓をなくすすべての人間が人間らしく生きること、環境や気候変動などの問題を解決して地球に豊かな自然環境を取り戻すことなど、経済活動を行う上で地球規模の課題として意識されています。

SDGsが掲げる17の目標はこれまでにグリーンコープが取り組んできたことと驚くほど共鳴しあっており、17の目標そのものに私たちは30年前から取り組んでいる

ことに気づかされました。私たち組合員の「ひとりの人間」としての願いは間違っていないかと思っています。そして、この目標達成にあたっての「誰一人取り残さない」という柱は、グリーンコープの主体が私たち一人ひとりであることと通じるものです。私たちは「何よりもいのち」を大切にしたい」という思いを根幹に、今回の訴訟にも臨んでいます。

(二) 訴訟に至った経過、託送料金訴訟を決意するまでに、多くの検討時間と漲るパワーが必要でした。組合員はそれに呼応し向きあってきました。

グリーンコープの取組みの一つに、「自然環境を守る」ことがあります。その課題には、生活には欠かせない「電気」のことが含まれます。

私たちがそれに気付かされたのは、1986年4月26日に起こったチェルノブイリ原発事故でした。原子力発電所を強く意識したのも、その時からです。発電施設の仕組みも技術的なことも知らない母親たちが幾度となく学習会を開催し、一から学んでいきました。「なぜ、原子力発電所は事故を起こしたのだろう」「それによってどんな影響を及ぼしたのだろう」。知れば知るほど、深めていけばいくほど、「どんな技術力があっても、人間がすることである以上、未来永劫に事故が起こらないとも限らない」という心配が募っていきました。そして、グリーンコープとして、「人間のいのちと原発は共存できない」という確信をもちました。原発のない社会を実現したいという願いが、今に至っています。

そして、「願うだけ、学習するだけではいけない」「電気を人任せにせず、自分たちの電気は、自分たちで作ろう」と決意せざるを得ないことが起こってしまいました。2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故でした。私たちは東日本大震災の起きた日から支援活動をはじめ、被災地に「共生地域創造財団」という支援組織を立ち上げ、精力的に支援活動をしてきました。現在も継続しています。少しずつ被災地が復興していく姿に組合員は喜びをかみしめ、被災地の皆さんと連帯関係を築いてきました。被害が甚大だったところでも、時間の経過とともに復興に向かっていき、被災者の皆さんの生きようとする力に、私たち自身が励まされることも多々ありました。しかし、福島、とりわけ放射能汚染がひどい地域の復興支援については、地震の被害に加え放射能汚染という問題が横たわっており、その痛みに寄り添うためには、現地の実態をきちんと知ることが大切だと思っています。

こうした被災地支援と同時に、2012年10月、私たちは、新電力事業者として「一般社団法人グリーンコープでんき」を設立しました。自然エネルギー(再生可能エネルギー)による発電所づくりから始め、そして、2016年4月からは電気の小売を開始し、やがて電源を

確定できるようになり、原子力発電所が発電した電気は使わない、原発フリーの電気を実現することができました。今は、原発フリーに加えて、二酸化炭素排出ゼロ(※)の電気を供給することができるようになっています。

※電気事業者別排出係数ゼロ平成30年度実績(環境省・経済産業省公表)

グリーンコープが母体となった「一般社団法人グリーンコープでんき」には大切なキーワードがあります。グリーンコープが行う電気事業は単なる事業ではなく、グリーンコープの組合員が主体となった事業であるということです。経済のみを優先させるのではなく、いのちに寄り添った事業としていくことが大切と考えています。

そういった視点で見ると、現状の電気事業の仕組みなどに関して多くの矛盾に気づきました。今回の訴訟のきっかけは、電気の小売りを始めて電気料金の仕組みを紐解いたことでした。これは特に電気だから、ということでもありません。グリーンコープはいのちを育む食べものをつくるために、例えば、使われている原料や副原料・調味料・添加物をいねいに点検、確認し、情報公開しています。野菜であれば、産地や使っている肥料や農薬について調べます。それは、いのちを育むことにつながるからです。それと同じで、「グリーンコープでんき」がどんな電気なのか、電気料金の原価とは何なのかを明らかにして、利用者に情報公開するのは当然だと考えています。

そこから、旧一般電気事業者(大手電力会社)の総括原価方式のことなどにも触れていくことになりました。具体的には電力会社の有価証券報告書等に目を通していきました。そうすると、「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」など原子力発電に関する費用が、本来送配電の費用に充てるとされる託送料金に含まれていることを知り、「おかしい」と感じるようになりました。そうした頃、2016年9月8日の新聞で「東京電力福島第一原発の廃炉費用や事故の賠償費用を、電力の自由化以降に事業を始めた新電力事業者にも負担させる動きがある」と知りました。またもや原子力発電の費用、原発事故の賠償費用を新電力に負わせようとする大きな衝撃を受けました。これらを調べはじめ、2020年から賠償負担金と廃炉円滑化負担金が託送料金に乗せられることが分かってきました。組合員に情報媒介すると、多くの人たちから「どう考えてもおかしい!」「原発の電気は安いとしながら、なぜ原発の費用を託送料金に含めるの?」「原発を擁護する策のように思われてなりません」といった意見が届きました。私たちグリーンコープは、こうした、電気を利用する生活者の純粋な疑問を解決できるようにしたいと願っています。だからこそ、「知りたい」「事業をするうえでも知ることが大事」と思っており、その後も電気料金の仕組みを調べ続け、組合員に情報媒介をしてきました。

そうやって、4年をかけて九州・中国・関西エリアの42万人の組合員とコミュニケーションを取って検討を重ねてきました。その検討を踏まえて、このたび訴訟に踏み出すことを決断しました。ここに至るまでの組合員検討と同時に、私たちは経済産業省や旧一般電気事業者にお問い合せや要請をつづけてきました。経済産業省へのお問い合せと訪問は17回に及びました。グリーンコープエリア内の旧一般電気事業者3社へも7回、いずれも丁寧につづけてきましたが、この上乗せを思い止まってしまうという私たちの思いが通じることはありませんでした。

### (三) 託送料金の訴訟の意味について

私たちは、この度の訴訟が、民主主義である日本の国民に残された手段であることを、私たちになりに考えてきました。

日本は民主主義の国です。選挙で選ばれた国民の代表が国政に携わり、国民にとって大事なことは国会で討論されて決められます。その際、すべての情報は国民に開示されなければなりません。しかし、「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という2つの負担金については、国会による法律での決定を経ず、経済産業省の省令で決められてしまいました。それらは今から少なくとも40年以上、新電力事業者とその利用者から徴収されます。月々の負担額は大きな額でないという見方もありますが、今の一般送配電事業者は、旧一般電気事業者の子会社もしくは持ち株会社です。送配電事業者が新電力事業者から回収した2つの負担金は、送配電事業に活用されることなく、旧一般電気事業者に属する原子力事業者に全額が引き渡されます。国民の財産に関わる、このような重大なことは、きちんとした情報開示と丁寧な議論のうえで、今を生きている皆が承知して、理解して決めていかなければならないのではないのでしょうか。

今回、私たちは、私たちだけがこの2つの負担金を払いたくないと言っているわけではありません。誰かが一方的に決めるのではなく、今を生きている皆がこうしたことをちゃんと知り、ていねいな議論をしたうえでどうしていくかをきちんと決めていけるような民主的な社会でなければならぬと考え、今回の訴訟を起こしたのでした。

この訴訟に向かうにあたり、私たちは精一杯考えてまいりました。私たちにあって、訴訟は重大なことです。その背景に、子どもたちの未来を守っていく母親の責任と覚悟があることをご理解いただきたいと思います。

以上

### 託送料金

送配電事業の公共性から

託送料金は、「能率的な経営の下における適正な原価」（一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価＝営業費）に、「適正な利潤」を加えたものでなければならない（電気事業法18条3項1号）。

経済産業大臣の認可を受けなければならない（電気事業法18条1項）

とされている。

## 託送料金変更認可決定取消訴訟 第1回口頭弁論 意見陳述（スライド）

2021年1月13日

弁護士 小島延夫

### 平成29年（2017年）9月28日制定の経済産業省令による、託送料金に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せする決定

平成29年（2017年）9月28日に制定された、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第50号）（本件省令）は、

令和2年（2020年）4月1日以降（本件省令附則1条）、一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収しなければならないとした（本件省令1条、本件省令による改正後の電気事業法施行規則45条の21の2第1項、第45条の21の5第1項）。

### 今回の託送料金変更認可決定の違法性

「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を経済産業省令によって、

託送料金に上乗せすることは、違法

→ 今回の託送料金変更認可決定は、違法な経済産業省令に基づいて、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せすることを認可したので違法

### 「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」

国は、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は以下の意味だとしている。

賠償負担金は、原子力損害賠償法第2条第2項に規定する原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年（2011年）3月31日以前に原価として算定することができなかったもの（本件省令による改正後の電気事業法施行規則第45条の21の3第1項）

廃炉円滑化負担金は、原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金（本件省令による改正後の電気事業法施行規則第45条の21の6第1項）

### 電力自由化と託送料金

平成28年（2016年）4月1日から、電力小売事業は全面的に自由化された。それに伴い、電気事業者は、基本的には、発電、送配電、小売りの3つの事業者に分けられ、小売電気事業は、登録要件を満たして登録すれば営めることとなった。

小売電気事業者は、電気需要者に対し電力供給をする際に、発電事業者からの電気を、送配電網（送電用及び配電用の電気工作物・法2条8号）を利用して託送を受けなければならない。

そのため、小売電気事業者は、一般送配電事業者と契約して、一般送配電事業者に電気の託送供給業務を委託し、その対価として、一般送配電事業者に託送料金を支払う。

### 「賠償負担金」の額

国は、原子力発電事業者が、福島事故前に確保しておくべきであった賠償への備えは約3.8兆円であったとし、そのうち、2019年度までに原子力事業者が納付する一般負担金の約1.3兆円を控除し、不足分の2.4兆円を

「賠償負担金」として、送配電の託送料金に上乗せして電気の消費者から回収すべきとした。

→ そもそも、賠償負担金は、原子力発電事業者が負担すべきものではないか。

### 送配電事業の公共性と強い公的監督

送配電事業は、託送供給する業務を、ある地域（法4条1項4号）において独占的に営む（法4条1項4号、5条1号・4号・5号）ことが認められており、電気というものが社会的に必要不可欠なものであることとの関係で、公共的性格を持つ。民間が営んでいるが道路などと同様公共インフラである。

そのため、送配電事業は、公正かつ合理的に営まれなければならないものとされ、託送供給契約の締結（法17条）、事業開始（法7条）、事業継続（法16条）などを義務づけられ、供給条件は経済産業大臣の認可を受けなければならない（法18条1項）とされるなど、強い公的監督のもとにある。

**電気事業法に、一般送配電事業者に対し、接続供給の相手方（託送受給者）が、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を支払うべきとする規定がない。**

賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すことを委任する規定は、電気事業法施行規則への権限を委任する法律である電気事業法には、存在しない。

→したがって、その点で、電気事業法施行規則にそれらを定める、本件省令及び改正後の電気事業法施行規則の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効。

**「廃炉円滑化負担金」の額**

「廃炉円滑化負担金」は、事業者が想定していたよりも早期に廃炉する場合に、設備の残存簿価が一括減損し、一時的に多額の費用が生じることから廃炉判断を躊躇する可能性があったので、「円滑な廃炉を促す環境を整備する」観点から、設備の残存簿価を分割して償却し、その償却分の額とし、その額を電気の消費者から回収すべきとし、4740億円とした。

→そもそも、廃炉円滑化負担金は、原子力発電事業者が負担すべきものではないか。

**改正前の電気事業法施行規則「第2章 電気事業」**

- 「第1節 小売電気事業」（第3条の5から第3条の15まで）、
- 「第2節 一般送配電事業」（第4条から第40条まで）、
- 「第3節 送電事業」（第41条から第45条まで）、
- 「第4節 特定送配電事業」（第45条の2から第45条の18まで
- 「第5節 発電事業」（第45条の19から第45条の21まで）、
- 「第6節 特定供給」（第45条の22から第45条の26まで）、
- 「第7節 広域的運営」（第45条の27から第47条まで
- 「第8節 あっせん及び仲裁」（第47条の2から第47条の7まで

**「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」は、原子力発電事業者が負担すべきものではないか。**

賠償負担金も、廃炉円滑化負担金も、送配電事業等を運営することに使用されない。

一般送配電事業者が回収後、原子力発電事業者に、支払われる。

「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」も、「能率的な経営の下における適正な原価」（一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価＝営業費）ではない。

**賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課す規定はどこに**

本件省令によって新たに設けられた、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課す規定（第45条の21の2から45条の21の7までの規定）が、一般送配電事業の原価に関するものであるならば、「第2節 一般送配電事業」の中に定められるべきだが、

「第2節 一般送配電事業」の中ではなく、

「第5節 発電事業」の後に、二つの節（「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」）を特別に設けて、定められている。

**憲法41条の定め と 委任立法**

憲法41条は「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定めている。それは、国会中心立法の原則及び国会単独立法の原則の2つの意味を含み、この国会中心立法の原則によれば、実質的意味の立法は国会のみが行うことができ、行政がこれを行うことはできない。＝民主主義国家においては、国会が国民の権利を制限し、義務を課すことができる。

行政機関は、形式的意味の法律の明文による委任規定が存在し、かつ、その委任の範囲を超えない限りにおいて、委任立法によって、国民の権利を制限し、義務を課すことが可能になる。

**改正後の電気事業法施行規則「第2章 電気事業」**

- 「第1節 小売電気事業」（第3条の5から第3条の15まで）、
- 「第2節 一般送配電事業」（第4条から第40条まで）、
- 「第3節 送電事業」（第41条から第45条まで）、
- 「第4節 特定送配電事業」（第45条の2から第45条の18まで
- 「第5節 発電事業」（第45条の19から第45条の21まで）、
- 「第5節の2 賠償負担金の回収等」（第45条の21の2から第45条の21の4）
- 「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」（第45条の21の5から第45条の21の7）
- 「第6節 特定供給」（第45条の22から第45条の26まで）、
- 「第7節 広域的運営」（第45条の27から第47条まで
- 「第8節 あっせん及び仲裁」（第47条の2から第47条の7まで

**憲法41条の定め と 法規命令 の違法**

形式的意味の法律の明文による委任規定が存在しないのに法規命令を定めることは、憲法41条違反で違憲。

法律による委任の範囲を逸脱して命令を定めることは、当該法律に反し違法であるとともに、行政が実質的な意味の立法を行うものとなり、憲法41条に反し違憲。

法規命令＝私人との権利義務関係を規律するために制定される行政機関が定める法令

### 被告国の訴訟態度について

- 今回、被告国は、答弁書において、当方の主張に対する認否もせず、反論もしていません。追って提出するとしています。
- 今回の訴訟は、被告国、経済産業省が、十分検討したうえで、制定した、電気事業法施行規則と料金算定規則についてのもの。
- 自ら作成し、一般送配電事業者に、義務を課しておきながら、認否も反論もすぐにできないというのは、おかしい。
- 著しく誠実さを欠く訴訟態度ではないか。
- 速やかに、当方の主張に対する認否・反論をすべき。

### 改正後の電気事業法施行規則の規定は、新たな義務を、小売電気事業者に課すものだが、電気事業法には、その委任規定がない以上、憲法41条違反

→「第5節の2 賠償負担金の回収等」「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」で定められた、一般送配電事業者が、接続供給の相手方（託送受給者）から、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収するべきとする定めは、一般送配電事業とは別に、発電事業の直後に規定された。（発電事業者のための制度）

→ 新たな義務を、小売電気事業者に課すもの。しかし、電気事業法には、その委任規定がない。

→ 改正後の電気事業法施行規則の規定は、憲法41条に違反し、違憲であり、無効。

### 託送料金算定規則4条2項の規定は委任の範囲を超えるもので違法

本件省令による改正後の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）4条2項は、「一般送配電事業者は、前項の規定により算定した合計額のほか、営業費として、・賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定しなければならない」と定める。

前項の規定 = 4条1項は、営業費を定める。役員給与、給料手当・・委託検針費、委託集金費、燃料費、廃棄物処理費、消耗品費、修繕費・・・固定資産税など 一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価

### 託送料金算定規則4条2項の規定は委任の範囲を超えるもので違法

託送料金算定規則4条2項は、一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価 以外のものを、「営業費」とする規定

電気事業法は、一般送配電事業を営むために必要な費用 = 法18条3項1号で定められている、「能率的な経営の下における適正な原価」を、営業費とする。

この託送料金算定規則4条2項の規定は委任の範囲を超え違法であり、憲法41条に反し違憲。

法の委任なく、あるいは委任を超えて、省令で義務を課すのは、民主主義の根幹を揺るがし、三権分立にも反する。

本件省令及びそれによる改正後の電気事業法施行規則は、法律上の委任規定がないにも関わらず、接続供給の相手方（託送受給者）に、賠償負担金の支払い義務及び廃炉円滑化負担金の支払い義務を課すものであるから、憲法41条に違反し、違憲であり、無効であり、

本件省令による改正後の本件算定規則4条2項の規定は、委任の範囲を超え、電気事業法および憲法41条に反する違法違憲であり、無効なものである。

→ これら無効な規定に基づいてなされた本件認可は違法、無効なものとして取り消されるべきである。





を次回の法廷でも述べたいと思っています。大体そのような形で考えています。

司会 ありがとうございます。弁護団のほうから他に  
ご発言ございませんでしょうか。それでは会場の  
皆さんから質疑をお受けします。どなたでも結構  
です。ご質問の方は挙手をお願いします。一問一  
答でお答えさせていただきます。

〔質疑応答〕

質問者 本日はありがとうございます。小島弁護士に  
お伺いします。今回のやり取りの整理ですが、被  
告である国は、裁判自体の棄却は求めた。ただ弁  
護側が主張している詳しい事実の主張についての  
認否は、今回は明らかにしていないということに  
しょうか。

小島 全くそのとおりです。

質問者 分かりました。

司会 よろしいでしょうか。

質問者 これまで8ヶ月かけて提訴されて、国側とやり  
取りなどされているとは思いますが、国のほうの  
雰囲気と言いますか、これまでの雰囲気なり、人  
としてどういうところを主張されるかとか、もし  
何となく感じられるところなどがあれば、教えて  
いただきたいです。

小島 今まで国のほうと会ってきた感触から言うと、電  
気事業法の営業費の意味は、非常に幅広い意味で、  
所謂一般送配電事業のために必要な経費のみなら  
ず、公益上必要なものは全てそこに入るのだとい  
うように思います。

条文は、今日申し上げたように、能率的な経営  
のもとに必要な経費と書いていますから、一般送  
配電事業の経費とは、普通に考えて、一般送配電  
を営むのに必要な経費です。それ以外のもの  
もそこに入ってくるのはちょっと読みにくいので  
すけれども、国のほうではそういう意味ではない  
と。恐らくそれは、そういうものも含むのだと。  
どうしてそういうふうに読めるのかというのは大  
変大きなところでですけども、たぶんそれで出る  
んだと言っているのだと思います。

一応その際の一つの論拠としては、今回この負  
担金を課す前の時点で、すでに託送料金算定規則  
の4条の2で徴収できるとしているものがあるわ  
けです。4条の2では、もともと使用済燃料再処

理等既発電費分とかいうものは、所謂営業費とし  
て、徴収できる扱いになっているんです。ただこ  
れが料金算定規則に書いてあるんですが、営業費  
として、使用済燃料再処理等既発電費は原子力発  
電における使用済燃料の再処理等のための積立金  
の積立て及び管理に関する法律によって、積み立  
てるべきとされた金額にかかるものなんです。な  
ですから、別の法律にそういうものを取りなさい  
と書いてあるわけです。別の法律がそういうもの  
を徴収しなさいと定めて徴収しているの、確かに  
電気事業法には根拠規定はないのだけれども、  
別の法律をつくってそれを徴収しようと言ってい  
るわけですから、一応形式的な意味での根拠法令  
があるわけですね。ですからそういうものだけが、  
従来4条の2項に入っていたわけですね。

多分国の方が言っているのは、もともと狭い意  
味での営業費以外のものも営業費として捉えるよ  
うになっていきます、それを運用して言いましたよ。  
だから今回もいいでしょうということも言ってい  
る可能性は高いかと思えます。それに対するち  
らの再反論としては、国が別の法律で定めている  
ものでしょう。我々は、法律の委任がないから駄  
目だと言っているのですよ。法律の委任があれば  
出来るのは当然の話ですから、それは別の話でし  
ょうと。こういう再反論となります。

多分その2点です。営業費としては送配電事業  
以外のものも含むという解釈をすること、その  
論拠として使用済燃料再処理等既発電費のことを  
出して、現にそういうものが4条の2項に入っ  
ているという話をしてくると思えます。だからそれ  
は別の話でしょうと。別の法律があつてやってい  
る話だからという反論をこちらでは再度してい  
く。そのような展開になってくるかなと。それしか言  
いようがないのだと思えます。もし本当に国がそ  
ういうことを言いたいならば、電力自由化を定め  
る電気事業法の改正をする時に、一般送配電の託  
送料金としては、その能率的な原価以外に、法律  
で定める別段の費用を徴収できるとしたらいいん  
ですよ。ただ今度は別段の法律、別段の費用を  
また個別に定めなければいけないはずなんです。  
今回は、二重の意味でやっていないのです。

託送料金の営業費の定義を広げる規定もなけれ  
ば、通常の営業費以外のものを取れるとする特別  
の法律の規定もつくっていません。法律改正を二  
重の意味で怠っていることになるだろうと思いま  
す。

なぜこのようにしたかです。普通に考えると国  
会の議論を避けようとしたかと思えないです。  
まさにそういう意味では熊野代表が言われた話と

結びついてくる話で、原子力発電のコストという  
ものを国民に見る形で示して、これをどう  
いう形で誰が負担するのですかということをや  
んと議論する。その上でどういう負担をするかを  
決めるということが本来必要なのに、そういうこ  
とをしないで、経済産業省の中だけで決めてしま  
ったということです。ここが本質的な問題点なの  
だと思えます。民主主義というものをどう考える  
のかという問題に関わってくると思います。

経済産業省が考えるところということなんでしょ  
うね。今日、実は弁論の最中に三権分立と言った  
ところで、僕がちよつと止まったのを覚えている  
人はいるかしら。本当は一言言おうと思つたので  
すが、ちよつと今日は言うのを止めておいたほう  
がいいかなと思つて止めました。何を言おうとし  
たかという、今から約35年ほど前に、経済産業  
省のキャリア官僚と話していたことがあつて、経  
済産業省、当時は通産省の経済官僚曰く、「この問  
題を国会の法律で定めるとするのは三権分立に反  
しませんか」と言つたんです。通産省の権限を国  
会が侵害する、行政機関に対する立法の侵害だと。  
普通は、三権分立というのはそういう意味ではな  
くて、元々これは歴史的に言うと、行政権が強い  
ものですから、それを国会の裁判で縛ろうという  
のが三権分立なんです。行政の権限を国会が監  
視したら、立法の権限がオールマイティになる。  
何でもオーバーテイクできるはずなんですけど。  
何で通産省の官僚の発言としては、自分たちの  
当時の通産省の官公庁の発言としては、自分たちの  
権限を国会が監視したり、チェックしたりするこ  
とは自分たちの権限を侵害する、よつて三権分立  
違反だというふうになつて、最初はこの人は一  
体何を言っているのかなとよく分からないところ  
がありました。通産省の方は、そういう感覚を  
お持ちなんです。実はこの法律の前にも似たよう  
なことが行われています。これは皆さんに非常に  
関係のある話なので、この場で一言言いますけれ  
ども、特に九州に関係あるのですが、再生可能エ  
ネルギーの接続制限というのを今やっているわけ  
です。これをやっている根拠法令というのは、法  
律には明示的に書かれていなくて、省令でやって  
いるのです。法律にそういう意味があるかという  
のは相当微妙なのですが、省令でそういうことが  
出来るって書いてあれば出来るというふうになつ  
ちやつてくる。その時に、経済産業省の方で、法  
律にどう書かれていないか関係ない、自分たちが  
決めたらその通りに世の中が動くのだという強い  
信念に基づいてやっているんだなと思えました。  
あれが2014年くらいの話だと思えます。その  
3年後ですか、彼らの感覚の一体どこが問題なの

か、そういう感覚の延長線上で来ているのだと思  
います。経済産業省の官僚の方は、「一体何を自分  
たちが非難されなくてはいけないのだと。そんな  
ことまで国会で決めなくてはいけない」というのは  
それこそ三権分立に反するだろう」と思っている  
のではないかと僕は思います。そういう話をちよ  
つとしようかなと一瞬あそこで躊躇したのですけ  
ど、今度は裁判所が一体何を言っているんだらう  
と思うかなと思つたので止めました。ここは記者  
会見の場でちよつと言つてしまいました。そうい  
うようなことがありました。彼らの感覚とはちよ  
つと違う。彼らの論理から言うと、何にも問題な  
いと思つているのだらうと思えます。このくらい  
のことは当然だと思つているのでしよう。それを  
いちいち国会で決めないといけないとするのはお  
かしいだらうというくらいに感じます。やつぱり  
そういうのはどこかで正さないとけないと思つ  
ています。すみません。長くなりました。

司会 ご質問どうぞ続けてください。

質問者 九州電力さんは、訴訟参加はされていないの  
ですか。

小島 まだしていませんね。

質問者 九州電力さんに対する訴訟も提訴を検討をして  
いるというような話を聞いていたのですが、こち  
らについては何月頃に予定されていますか。

東原 九州電力からの初回の2つの負担金の請求を12月  
末にお受けしたので、いつでも出来るという状況  
です。弁護団の皆さんと相談しているのは、国が  
答弁書を出してくるだろうと。それを見て、考え  
たいというふうになつてはなつています。だから今  
後、正式な時期を、今日次回期日も決まったのを  
含めて検討・決定していくことになると思います。  
司会 ご質問の方、よろしいでしょうか。他の方でこ質  
問がおありの方はどうぞ、よろしいですか。

(7面からつづく)  
(弁護士より)

司会 それでは弁護団の皆さんから補足等ございましたらお願いしたいのですが、よろしいですか。馬場 弁護士お願いします。

馬場

熊野代表と小島弁護士が説明していたものに尽きると思います。次回以降の流れについて再度説明いたします。今日は訴状の陳述、あとは答弁書の陳述を行いました。そして熊野代表から意見陳述、小島弁護士から意見陳述がなされたという形になっています。今回は3月の末までに国が反論の書面を提出することになって、4月19日11時から第2回の口頭弁論期日が101号法廷で開催されるということが予定されております。これから先分かりますけれども、コロナの状況とか緊急事態宣言が続くようであれば、先ほど言った通りwebに切り替えられる可能性もありますと裁判所は指摘しておりました。次回以降、今日行われたように意見陳述をするかどうかについては、一応私たち弁護士の方は可能な限りやっていきたいと考えております。そのためにも口頭弁論期日が必要と考えて今日裁判所の方に投げかけたという形になっています。次回以降社会情勢の関係でどうなるかわかりませんが、引き続き本日のような形で意見陳述を行っていきなさいというふうを考えております。補足は以上です。

司会

ありがとうございます。それではもう一点、東原常務からお願いします。

東原

情報の公開について案内しておきます。前回提訴の時の情報もすべてホームページにアップをいたしました。今回の第1回期日に関しても今後直ちに本日提出した二つの意見陳述書とお手元に配られました国からの答弁書、これについてホームページにアップをしていくことにしたいと思います。併せて、毎回ニュースリリースはしていませんが、提訴以降、一つは経済産業省に「お願い」を出して断られました。「お願い」というのは、この間ずっと経済産業省への訪問した記録はそれぞれが社会へ伝える大切な中身なので、訪問した意見交換の記録を経済産業省の方にも点検をいただいで公開してきています。今回も提訴直前に行った9月末の意見記録の点検をお願いしましたが、「裁判になったので点検はしません」と言われました。確かに世の中で「裁判にかかっているから」とか、「警察の調べがあるから」と言っていて、権限を持って人たちが、情報を持っている人たちが大

事なことを伝えないということをや々にされます。何となくそれで流されてしまうのですが、やはりおかしいと思います。先ほど小島弁護士が言われましたように、裁判それ自体が公開の、公共のある意味みんな社会をつくっていくために考える材料の一つですから、裁判を理由に、この間経済産業省と私たちがやり取りをしていたことの記録の点検を行わないと経済産業省が判断されたことは残念に思います。という旨を簡単に書いて、その記録自身もホームページに載せていますのでご覧になってください。いずれ主張していくことになると思いますが、この4年間経済産業省は、この二つの負担金は特例である。特別なことで、本来あるべきでない例外的な、ウルトラC的な負担金なので、国民によくよく説明して理解を求めていく必要がある。」と口を酸っぱくして言われてきました。その点からも、今日小島弁護士が言われた国の訴訟に向かう態度を含めて、あしらっているということそのまますべてはいけないという気持ちを持っています。九州電力には1点、二つの負担金の内容自体が、とりわけ廃炉円滑化負担金については、蓋を開けてみて、えっと驚くような事柄がたくさん分かってきているので、その中身自体を教えてほしいという「お願い」を年末に出して、今その回答を待っているところです。お尋ねした文章はホームページに載せていますのでご覧になっていただければと思います。以上情報公開ということでご説明します。

司会

ありがとうございます。報告者の皆様から補足等ありませんか。よろしいですか。では、会場の皆様から他にご質問はございませんでしょうか。報道機関の皆さまどうぞ引き続きの取材をよろしくお願いいたします。これを持ちまして本日の記者会見を終了させていただきます。ありがとうございます。

以上

「グリーンコープでんき」の電気料金についてお知らせ

Q. 電気の市場価格の急激な高騰が続いていますが、「グリーンコープでんき」の料金も上がるのですか？

A. 「グリーンコープでんき」は、市場価格の高騰によって電気料金が上がることはありません。

グリーンコープでんきは、「丸紅新電力株式会社」との特定卸売供給契約に基づき、水力、温泉熱、バイオマス(木質)、廃棄物(ごみ発電)、家庭用太陽光発電(卒FIT)等、特定した発電所の「原発フリー(原発の電気は使わない)」「<sup>※1</sup>二酸化炭素排出量ゼロ」の電源を組合員に供給しています。市場価格に直接影響されることはなく安定供給ができるため、料金に変動はありません。

\*なぜ市場では、電気料金の高騰が起きているのでしょうか？

九州電力や中国電力、関西電力などの「旧一般電気事業者」と呼ばれる大手電力会社は、発電した電気の一部を日本卸電力取引所に供給しています。日本卸電力取引所は、電力小売りの自由化を受けて、発電事業者や企業が電力取引を行う場として整備された市場です。多くの特定規模電気事業者(いわゆる新電力)は、そこから電気を購入し、消費者(需要家)に販売する仕組みになっています。通常は1kWhあたり7~8円程度だったところが、2020年12月末に高騰が始まり、2021年1月半ばには、一時250円を超える事態となりました。

このことに関して、認定NPO法人環境エネルギー政策研究所所長の飯田哲也氏は、「<sup>※2</sup>高騰が起きたのは、大手電力会社が卸電力取引市場を事実上独占しているからだ」と述べています。

※1 電気事業者別排出係数-R1年度実績-R3. 1. 7環境省・経済産業省公表

※2 飯田氏の講演内容を「グリーンコープでんき」ホームページにYouTube動画としてアップしています

今回の訴訟期間中、グリーンコープでんきは、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」について、ご利用者への請求は行いません

- ①「グリーンコープでんき ご利用明細書」では、「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」に相当する金額について<マイナス>で記載し、ご利用者への請求金額から差し引いています。(下記の囲み①を参照)
- ②こちらの説明文に注目!(下記の囲み②を参照)

託送料金には、以下2つの負担金が含まれます。

- ・賠償負担金...0.08円/kWh
- ・廃炉円滑化負担金...0.02円/kWh

上記2つの負担金は、経済産業省令に基づき一般送配電事業者から電気事業者へ託送料金に転嫁して請求されます。(社)グリーンコープでんきは、これら負担金の託送料金上乗せの違法性を問う訴訟を行っていることから、その期間中は利用者への請求はしません。

\*賠償負担金と廃炉円滑化負担金の金額は、お住まいのエリアによって異なります。上記の2つの金額は、九州電力エリアの場合です

見本(一部抜粋) グリーンコープでんきご利用明細書(2020年12月分) 依頼作成日 2020年12月10日

ご契約者名	ご契約番号
ご使用場所	供給地点特定番号
今回使用量 409kWh	ご使用期間 2020年11月10日 ~ 2020年12月 8日
ご請求金額 10,672円	ご使用日数 29日
	次回検計日 2021年 1月12日
	ご契約プラン ファミリープラン
	ご契約容量 40A

内 容	金額(税込)(円)	使用量(kWh)
基本料金(ファミリープラン)	1,188.00	
1段階 最初の120kWhまで	2,040.00	120
2段階 121kWh~300kWh	4,150.80	180
3段階 301kWh以上	2,840.54	109
燃料費調整額	-723.93	409
再エネ賦課金	1,218.00	409
今月の電気料金に含まれる託送料金	2,715.00	409
賠償負担金	-32.72	409
廃炉円滑化負担金	-8.18	409

●前月分は33日間で 294kWhでした。 ●前年同月分は29日間で 390kWhでした。